

葬祭組合告示第10号

平成27年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月9日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成27年7月17日(金) 午前10時
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成27年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成27年7月17日（金曜日）午前10時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（7名）

1番	広瀬義積	四街道市議会選出
2番	爲田浩	佐倉市議会選出
3番	冨塚忠雄（副議長）	佐倉市議会選出
4番	藤和雄（議長）	佐倉市長
5番	佐渡齊	四街道市長
6番	森本次郎	四街道市議会選出
7番	高崎長雄	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	横尾貞昭	酒々井町副町長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	藤方英和
事務局次長	内田稔
施設管理班長	中村忍
施設管理班長	織田勝広

会計管理者	河合昭男	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○構成市町出席職員

佐倉市	渡辺尚明	環境部長
佐倉市	高橋竹男	生活環境課長
四街道市	本田耕資	環境経済部長
四街道市	鈴木雅雄	環境政策課長

酒々井町 芝野芳弘 経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主査 相京夕起夫

○連絡員

総務班副主査 馬場樹里

○会期

平成27年7月17日（金曜日） 1日

○議事日程

平成27年7月17日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 会議録署名議員の指名
- 日程第7 会期の決定
- 日程第8 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午前10時10分 開会

- 臨時議長（富塚忠雄） 規定によりまして、佐倉市選出の富塚が、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

早速ではございますけれども、ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成27年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。これより臨時会を開会いたします。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（富塚忠雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

- 臨時議長（富塚忠雄） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに関し、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（富塚忠雄） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選の方法とすることに決しました。

それでは、どなたか、ご指名がございましたらば、お願いいたします。

- 7番（高崎長雄） 議長。

- 臨時議長（富塚忠雄） 高崎議員。

- 7番（高崎長雄） 佐倉市長の蕨議員を指名したいと思います。

- 臨時議長（富塚忠雄） ただいま高崎議員から議長に蕨和雄議員をお願いしたいとのご発言がありました。

お諮りいたします。佐倉市長の蕨和雄議員を議長に指名したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（富塚忠雄） ご異議なしと認めます。

よって、蕨和雄議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました蕨和雄議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、本席から当選の告知をいたします。

蕨議長。議長席へお着き願います。

これにて議長を交代いたします。どうも、ご協力ありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

- 議長（蕨 和雄） 皆様、改めまして佐倉市長の蕨でございます。

ただいま議員の皆様のご推挙によりまして、葬祭組合議会議長を引き続き務めさせていただくことに

なりました。社会状況も年々変化する中で、議会の責務の重さを痛感する次第でございます。今後とも、さくら斎場の利便向上等のために、本議会が円滑に進みますよう、一層の努力をしていく所存でございますので、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは着席させていただきます、再び議事に入ります。

◎議席の指定

○議長（**蕨 和雄**） 日程第3、議席の指定を行います。

今回、新たに組合議員が選出されていますので、議席を指定いたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、爲田浩議員の議席は、2番、冨塚忠雄議員の議席は、3番、高崎長雄議員の議席は、7番、そして私、蕨は4番に指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（**蕨 和雄**） 日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、今回、佐倉市及び酒々井町選出議員の改選等がありましたので、ご報告いたします。佐倉市から、新たに爲田浩議員、そして、冨塚忠雄議員が選出されました。酒々井町では、高崎長雄議員が選出されました。また、佐倉市長選挙もあり、私、蕨も引き続き葬祭組合議会議員の職務を承りました。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎副議長の選挙

○議長（**蕨 和雄**） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として行いたいと思います。これに関し、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**蕨 和雄**） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選の方法によることと決しました。

お諮りします。副議長の指名推選について、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**蕨 和雄**） 異議なしと認めますので、議長が指名することに決しました。

副議長に冨塚忠雄議員を指名します。

お諮りします。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**蕨 和雄**） 異議なしと認めます。

よって、冨塚忠雄議員が、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、冨塚忠雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。

それでは、冨塚議員より、副議長当選のあいさつをお願いいたします。

○副議長（**冨塚忠雄**） 冨塚でございます。

先ほど、議長推選ということで、副議長に推選されました。議員生活は長いんですけども、それほど中身知ってるわけじゃないんで、皆さんとともに歩んでいきたいと思ひますし、議長補佐というと偉そうに感じますけども、そういうことで、手助けをしながら頑張っていきたいというふうに思ひてますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤 和雄） ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤 和雄） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号3番、冨塚議員、及び、議席番号6番、森本議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤 和雄） 次に、日程第7、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎議案の上程

○議長（藤 和雄） 日程第8、議案を上程いたします。

それでは、管理者に提案理由の説明をお願いいたします。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに、平成27年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

まず、このたびの組合議会議員の改選に伴いまして、佐倉市長選挙で再選されました藤和雄議員、佐倉市議会より冨塚忠雄議員、新たに爲田浩議員、酒々井町議会より、高崎長雄議員をお迎えしての議会であり、それぞれご当選を心よりお祝ひ申し上げます。引き続き、今後のご協力とご指導を切にお願ひを申し上げます。また、ただいまは、議会議長に議員の各位のご推挙によりまして、藤和雄議員がご就任されました。議会副議長には、同じく議員各位のご推挙によりまして、冨塚忠雄議員がご就任されました。心からお祝ひを申し上げますとともに、今後とも一層のご指導とご鞭撻の程をよろしくお願ひ申し上げます。

また、本年、平成27年度は、葬祭組合が昭和40年7月15日に設立されて以来、50年目を迎えました。さらに来年、平成28年度には、さくら斎場が平成8年に開設されまして、20年目という節目の年を迎えることとなります。これもひとえに議員各位、構成市町をはじめ、これまで多くの関係皆

様方からのご支援、ご指導等の賜と深く感謝申し上げます。今後も組合及び斎場の使命を果たすべく、また、住民サービス向上のため、より良い改善を図るべく、職員と一丸となって邁進して参ります。議員各位の皆様には、改めまして、衷心よりよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいまから、本臨時会に提案いたしました議案1件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案第1号は、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について」でございます。平成26年5月14日に公布された地方公務員法の改正により、人事評価制度の導入及び退職管理の適正化等が規定されました。これに伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、公表事項を追加するとともに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例ほか2条例について、同法から条例中に引用する条項を整理し、所要の改正をしようとするものであります。

以上、概要について申し上げましたが、細部につきましては、事務局より説明をさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議のうえ、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をいたします。

○事務局長（藤方英和） 議長。

○議長（藤 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤方英和） それでは、お手元に事前に配布させていただきました議案ということで、議案第1号の資料がございます。議案第1号の提案本文につきましては、お手元の資料の議案第1号資料で代えて、具体的に説明をさせていただきたいと存じます。今、管理者のほうから条例の改正の制定理由につきまして、触れていただきました。この事項につきましては、資料の1番のところに記載してあるとおりでございます。2のところで、具体的な改正条例の点について、記載をさせていただきました。

まず、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。そのほか、職員の勤務時間、休暇等に関する条例が改正のひとつでございます。あと2条例ですが、組合の一般職職員の給与に関する条例が該当します。もう1件は、葬祭組合一般職職員の旅費に関する条例が該当しております。この改正の内容につきましては、次のページに新旧対照表でお示ししてございます。まず、改正の条文案の左のところで、第3条、報告事項というところで、(4)、ゴシックで記載しております、職員の休業の状況、これを追加してございます。改正条文の第2条のところで、ゴシックで(2)とあります。第2号ですが、職員の人事評価の状況が追加ということで記載してございます。次のページにわたりまして、(8)ということで、8号でございますが、職員の退職管理の状況ということが追加で記載してございます。これは、右の欄の(7)と記載がありますが、職員の研修及び勤務成績の評定の状況を、文言を修正しておるものでございます。そのほか、勤務時間、今申し上げました給与、旅費の関係の条例につきましては、地方公務員法の引用している条文の何項という項の引用の表記が改正されました。これにつきましては、第3条関係の勤務時間のところをご覧くださいますと、第1条の目的のところ、地方公務員法の第24条、従前は第6項だったものを第5項に、続いて下の欄にございます給与に関する条例のところも第24条という条だけの引用だったものを、同じく第24条第5項という表記にしております。一番下の、旅費に関する条例の箇所では、同様に右の欄、第24条第6項という引用を、第5項に改めているものでございます。この地方公務員法の第24条というのは、職員の給与、勤務時間、その他の

勤務条件の基本的な根本基準というものについて法で定めたものでございます。特に第6項というのは、「職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定める」と規定しているところが、今回第5項に改正されるということでございます。

最初に申しあげました、職員の休業の状況につきましては、公布後ただちに施行されるということでございますが、資料の1ページ目に戻っていただきたいと思っております。4という欄で、施行期日のご説明をしております。これにつきましては、法令が先ほどご案内しました、平成26年5月14日に公布されているわけですが、それから2年以内に施行するというようになっておりまして、ただし、第1条というのは、今申し上げた職員の休業の状況については、すぐ施行してよろしいという法令になっております。その他は国のほうで政令で2年以内ということですが、あと1年以内の中で施行されるということで、通達が来ております。国のほうの予定としては、平成28年度には実施したいので準備するようということでございました。

5番のところでは構成市町、近隣一部事務組合の状況を掲げてございます。これにつきまして、この条例改正等をしていることについて、佐倉市さんが昨年の12月の議会で可決をされております。四街道市さんと酒々井町さんについては、未上程ということで記載をしてございますが、ご担当のほうにお伺いしましたところ、同じような通達がきておるので、今後準備はもう着手していると。県も含めまして、準則にそって、本年適切な時期に上程をしたいということでございますので、未上程というのはそういった趣旨でございます。

(2)として近隣の一部事務組合の状況でございますが、清掃組合さんと印旛広域組合さんがそれぞれ本年の2月議会で上程し、可決をいただいておりますということでございまして、消防組合さんにつきましては本年の3月に上程し、可決をいただいております、衛生組合さんは当組合と同様でございます、適切な時期に上程するというところで準備をされていらっしゃる、私どもは今回臨時議会が開催されますので、上程しようと準備を整え、本日に至った次第でございます。

条例の概要については、以上でございます。よろしく願いいたします。

◎質疑

○議長（藤 和雄） これより、質疑を行います。

質疑は、一問一答にてお願いいたします。

なお、再質問は、2回までとなっております。

議案第1号について質疑はございませんか。

○事務局長（藤方英和） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（藤 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤方英和） 私のほうで、冒頭で補足するとご案内しているお手元配布の資料につきまして、補足説明を施させていただきたいと存じます。議案第1号の追加資料を事前配布できなくて恐縮でしたが、この条例の改正の内容が漠然としているかということもございましたので、当組合の職員は11名ということで先ほどご紹介をさせていただきましたが、この改正条例の内容の前に、目標管理等の状況はどういうふうにご当組合ではしておるかということをご議員各位のほうにご説明をさせていただきたいと存じます。

両面でお示ししてございますが、まず2番目のところで目標管理制度等の目的ということで記載してございますが、これは構成市町に準じて、当組合では平成12年度から職員の意欲向上、あるいは効率的な業務を推進するために、目標管理制度その他等を実施しております。3のところで、この目標管理という制度はどういった流れになっているかということをお示ししてございます。当組合では課、何々課というものはございませませんが、総務班と、現在、施設管理班ということで、事務局の行政事務とさくら斎場という公営の斎場の業務を職員一同、また、委託関係の職員の方も全面的に協力をいただいて日々業務に従事しているという状況がございまして、その中で、目標の設定というのは事務的な業務も含めまして、斎場の業務につきましては丁寧な接遇、そういった共通の項目を掲げまして、事務局長以下、班長、副班長というポジションをおいておりますので、年度当初に話し合いを必ずしております。

この3の(2)のところで手順、流れをおおむね記載してございますが、4月には必ず、まず職員と話し合いを行います。委託関係の職員の方も含めまして同様でございます。それから4、5月には事務局長以下、面接を行いまして、今年もすでに2回ほど実施しております。そういった中で事務の課題、あるいは業務の励行すべき事項というものを共通の認識を持てるように、いわゆる情報の共有化ということを図っております。そこでいわゆる目標というような項目を掲げるわけでありまして、この目標につきましては担当で異なる場合ももちろんあるわけですが、さくら斎場の業務につきましては、共通という項目で目標を掲げております。そういった目標を適宜進行管理しながら、年度末を迎えるに当たって、またさらに自己評価をそれぞれしていただく中で、また話し合いという場と面接というようなことで11人、あるいは業務関係の職員は別途にということで、話し合いをしております。そういったことで、翌年度にも業務の流れについては間断なく、年度ということでなく助言あるいは指導等のキャッチボールをしているということでございます。

(3)については、今申し上げた課題等で、目標の指針はこういった項目を中心に共通の認識をとっていますということをお示ししてございます。裏面にいただきまして、(4)ということで、目標の進行管理というようなことで、主だったもの、例規に謳ってあるものを抽出してございますが、上から評価ということだけでは斎場業務というのはなかなか成り立ちえませんが、本人の目標というものが共通と言いましても、職階も違いますし、担当も担業務も異なるということで、ただ、接遇というのは、電話にしても窓口業務にしても、あるいは炉前、あるいは式場の関係、あるいは維持管理さんのお掃除するに当たっても、いらっしゃる方が滞在する中で接客接遇を施すということが重点事項となっております。それで自分の評価をABCということですが、それぞれしていただきます。相対的な評価ではなくて個人の絶対的な、その人にとってどうかということで、努力目標でもいいということになっておりますが、そういった評価をしながら、それぞれが励みになるように、斎場業務という、構成市町のほうから付託を受けた事項の重要な業務でありますので、局長、あるいは管理職、班長ということにこだわらず、一職員としてスタッフ業務を励行しております。

④のところでは、面接評価の実施のおおむねの流れということでございますが、副班長までにつきましては、班長も交えてそれぞれ面接等行います。最終的な調整が副管理者ということで、その一覧を管理者まで申し上げております。班長以上、管理職につきましては、やはり調整は副管理者でございまして、それぞれ業務を束ねる、接遇を束ねるということで、指導的な役割を果たせたかどうかというようなことを副管理者、管理者にも指導的にご意見を頂戴しておるということでございます。

(5)はその主な要素ということで記載させていただきました。例規では記載してございますが、分かりづらい点もあろうかと思ひまして、4番で具体的な例示、あくまで例でございまして、それぞれの職員の内容も具体的でございますが、一例として挙げさせていただいたということでお許しをいただきたいと思ひます。その方が職務経験何年くらいあるのかと、例えば目標設定する内容が総務班の副班長という立場であれば、例えばですが、内部研修、これは監査委員さんからもこういう場所は接遇も含めて非常に大事だと、また、組合議会におきましても職員のメンタルヘルス、健康管理、非常に大事だということなので、ご指導いただいております。そういった中で内部研修もそういった重要な科目を含めて、職員が講師となり、交代で通年で、年間を通してやっておりますが、そのスケジュール、あるいは進行管理というものを総務班のほうでしております。あるいは、昨今、パソコンの進歩が急激になされているわけですが、新財務会計のシステムの円滑な導入ですとか、共有パソコンの中で、当組合については構成市町、あるいは近隣と異なりまして、費用が掛かるサーバーというのを入れずに、職員自分で検討して経費削減策を図るということを継続しております。そういった中心的な項目を総務班で所掌しています。あるいは、リサイクル、こういった意識も推進しています。

こういった事務的な業務以外に2、3がそうなのですが、さくら斎場として共通の、さきほど申し上げました接遇の仕方、ここはまた、いらっしゃいませ、あるいは、ようこそという形での接遇は当然できないわけでありまして。丁重な中で、静謐さを持った場所であり、また、悲しみを癒す中で、和らげるということで、無事に業務的なものを終了し、滞りなくお帰りいただくというような重要な使命がございます。そういった中で、土日、あるいは休日、年末年始も、1月1日は業務的にはお休みをいただいておりますが、職員がすべからく一職員として対応するということについて、共通の事項として2番、3番を掲げております。色々機器はたくさんありますが、職員が手動で従事して、それぞれ節電等行う分野が非常に多いです。また、委託の方が非常に良くやられているわけですが、炉前等についても中心的にやられている、そういった職員との連携も図るという中で、進行管理、目標を掲げながら、共に、一緒に励行していくということで、例示をさせていただきました。

ご覧いただきまして、今後も職員は協力して、こちらにもご報告できるような事項を進めてまいります。また、条例の改正に当たりまして、構成市町の専門部署の方にご指導いただきまして、当組合なりの条例改正の中身というのを今後も勉強して参りたいと考えておりますので、よろしくご指導賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤 和雄） 議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎討論

○議長（藤 和雄） 続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ありがとうございます。

◎採決

○議長（藤 和雄） これよりお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（**巖 和雄**） ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（**巖 和雄**） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて平成27年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時40分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

臨時議長 富 塚 忠 雄

議 長 蕨 和 雄

議 員 富 塚 忠 雄

議 員 森 本 次 郎